使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る処分基準について

次に掲げる通知を、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に係る高知県行政手続条例（平成７年高知県条例第45号）第２条第９号エに掲げる処分基準とする。

（準用する通知）

使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について（平成17年５月９日付け　事務連絡）